

第 68 号 議 案

平 成 2 9 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)

平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度亀岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

687,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,713,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

平成30年3月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 9,797,628	千円 73,448	千円 9,871,076
	1 市民税	4,449,979	44,448	4,494,427
	2 固定資産税	4,367,055	21,000	4,388,055
	4 市たばこ税	519,837	5,000	524,837
	7 都市計画税	210,557	3,000	213,557
11 地方交付税		7,050,420	16,031	7,066,451
	1 地方交付税	7,050,420	16,031	7,066,451
13 分担金及び負担金		553,303	5,732	559,035
	1 分担金	1,151	120	1,271
	2 負担金	552,152	5,612	557,764
15 国庫支出金		4,981,004	△78,521	4,902,483
	1 国庫負担金	3,907,647	△21,002	3,886,645
	2 国庫補助金	1,049,621	△57,584	992,037
	3 国庫委託金	23,736	65	23,801
16 府支出金		2,925,613	△113,240	2,812,373
	1 府負担金	1,525,972	△7,898	1,518,074
	2 府補助金	1,157,228	△95,040	1,062,188
	3 府委託金	242,413	△10,302	232,111
17 財産収入		72,060	1,922	73,982
	1 財産運用収入	5,981	1,922	7,903
18 寄附金		235,800	191,500	427,300
	1 寄附金	235,800	191,500	427,300
19 繰入金		1,374,316	△903	1,373,413
	2 基金繰入金	1,326,730	△185	1,326,545

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 他会計繰入金	34,508	△718	33,790
21 諸収入		340,273	△2,580	337,693
	6 雑入	292,511	△2,580	289,931
22 市債		4,558,600	594,411	5,153,011
	1 市債	4,558,600	594,411	5,153,011
歳入合計		35,025,420	687,800	35,713,220

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 294,899	千円 △9,109	千円 285,790
	1 議会費	294,899	△9,109	285,790
2 総務費		3,937,601	410,887	4,348,488
	1 総務管理費	3,038,698	398,498	3,437,196
	2 徴税费	340,866	2,239	343,105
	3 戸籍住民基本台帳費	129,832	△4,249	125,583
	4 選挙費	56,001	△8,494	47,507
	5 統計調査費	3,270	△35	3,235
	7 環境交通対策費	332,057	22,928	354,985
3 民生費		13,252,188	△106,806	13,145,382
	1 社会福祉費	6,710,638	△70,452	6,640,186
	2 児童福祉費	5,038,747	△36,354	5,002,393
4 衛生費		2,636,104	△7,260	2,628,844
	1 保健衛生費	1,391,971	△7,260	1,384,711
6 農林水産業費		1,330,273	△49,775	1,280,498
	1 農業費	1,038,579	△36,208	1,002,371
	2 農地費	174,631	△10,396	164,235
	3 林業費	114,896	△3,171	111,725
7 商工費		390,269	△6,079	384,190
	1 商工費	390,269	△6,079	384,190
8 土木費		5,470,115	△202,961	5,267,154
	1 土木管理費	36,106	300	36,406
	2 道路橋梁費	807,879	△125,528	682,351
	3 河川費	47,806	61	47,867

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 4,341,903	千円 △47,406	千円 4,294,497
	4 都市計画費	4,341,903	△47,406	4,294,497
	5 住宅費	236,421	△30,388	206,033
9 消防費		1,193,481	△23,463	1,170,018
	1 消防費	1,193,481	△23,463	1,170,018
10 教育費		2,345,730	713,120	3,058,850
	1 教育総務費	362,084	1	362,085
	2 小学校費	712,254	617,225	1,329,479
	3 中学校費	287,855	101,575	389,430
	4 幼稚園費	189,802	△5,401	184,401
	5 社会教育費	679,303	7,620	686,923
	6 保健体育費	114,432	△7,900	106,532
12 公債費		4,134,735	△30,754	4,103,981
	1 公債費	4,134,735	△30,754	4,103,981
歳 出 合 計		35,025,420	687,800	35,713,220

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
2 総務費	1 総務管理費	亀岡会館除却事業	387,000	平成 29 年度	209,000
				平成 30 年度	145,000
				平成 31 年度	33,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
8土木費	2道路橋梁費	道路整備事業	67,087
		橋梁整備事業	20,930
		排水路整備事業	11,667
	4都市計画費	土地区画整理事業	219,062
		街路整備事業	29,301
		公園整備事業	130,850
	5住宅費	安全なわが家の耐震化促進事業	1,800
10教育費	2小学校費	学校施設整備事業	613,858
	3中学校費	学校施設整備事業	115,887
11災害復旧費	2公共土木施設 災害復旧費	現年公共土木施設 災害復旧事業	7,735

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティバス運行 業務委託経費	平成29年度から 平成30年度まで	千円 24,821
さくらまつり事業補助経費	平成29年度から 平成30年度まで	1,700
亀岡川東学園スクールバス 運行業務委託経費	平成29年度から 平成30年度まで	18,175

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊防止事業	千円 100 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
減収補てん債	47,600 〃	〃	〃	〃
計	47,700			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等除却事業	千円 20,200 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 154,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
上水道事業	64,600 〃	〃	〃	〃	53,800 〃	〃	〃	〃
土地改良事業	22,500 〃	〃	〃	〃	22,900 〃	〃	〃	〃
道路橋梁整備事業	246,500 〃	〃	〃	〃	197,900 〃	〃	〃	〃
河川整備事業	14,100 〃	〃	〃	〃	15,800 〃	〃	〃	〃
都市計画事業	2,654,900 〃	〃	〃	〃	2,571,000 〃	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	37,100 〃	〃	〃	〃	24,200 〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	29,200 〃	〃	〃	〃	547,700 〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	2,500 〃	〃	〃	〃	102,300 〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,299,000 〃	〃	〃	〃	1,247,311 〃	〃	〃	〃
計	4,558,600				5,105,311			